

戸塚区連合町内会自治会連絡会2月定例会 議 題 説 明 書

福祉保健課

議題名： 令和4年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

【内容】

令和4年の民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦については、7月に欠員補充及び増員を行い、12月に任期満了に伴う一斉改選を行います。

つきましては、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますようお願いいたします。

(連合)地区推薦準備会開催時期

・7月1日付欠員補充、増員を行う地区→3～4月

・12月1日付一斉改選→6～8月(予定)

なお、一斉改選につきましては、5月区連会にて改めて推薦依頼させていただきます。

【例年あげている議題か？】

例年お願いしているものです。(前回 令和3年2月)。

今年は、3年に1度の一斉改選の年となります。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

[欠員補充、増員を行う地区]

3～4月に地区推薦準備会又は連合地区推薦準備会を開催いただき、委員候補者をご推薦ください。

[一斉改選]

6～8月に地区推薦準備会又は連合地区推薦準備会を開催いただき、委員候補者をご推薦ください。なお、5月区連会にて、改めて推薦依頼をさせていただきます。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 福祉保健課運営企画係

担当者名 安養寺、小川

TEL 866-8418

FAX 865-3963

令和 4 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 4 年につきましては、7 月に欠員補充、また、12 月に 3 年間の任期満了に伴う一斉改選を行います。

お手数をおかけいたしますが、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 4 年 3 月～4 月	令和 4 年 6 月～8 月	令和 4 年 3 月～4 月	令和 4 年 6 月～8 月
委嘱日	令和 4 年 7 月 1 日	令和 4 年 12 月 1 日	令和 4 年 7 月 1 日	令和 4 年 12 月 1 日

2 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項など

- (1) (連合) 地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合) 自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合) 地区推薦準備会が開催できないこととしておりますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の会議開催においては、一部の方によって意思決定に影響を与えられることなどがないよう、公正な運営をお願いいたします。

- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件(適任者、年齢要件、居住要件(資料 4 参照))の確認をお願いします。
- (3) 民生委員・児童委員をご紹介しますリーフレットを令和 4 年 2 月に作成しました。仕事をしながら民生委員活動を行っている方々の事例を掲載しています。候補者探しの際には、ぜひご活用ください。

3 添付資料

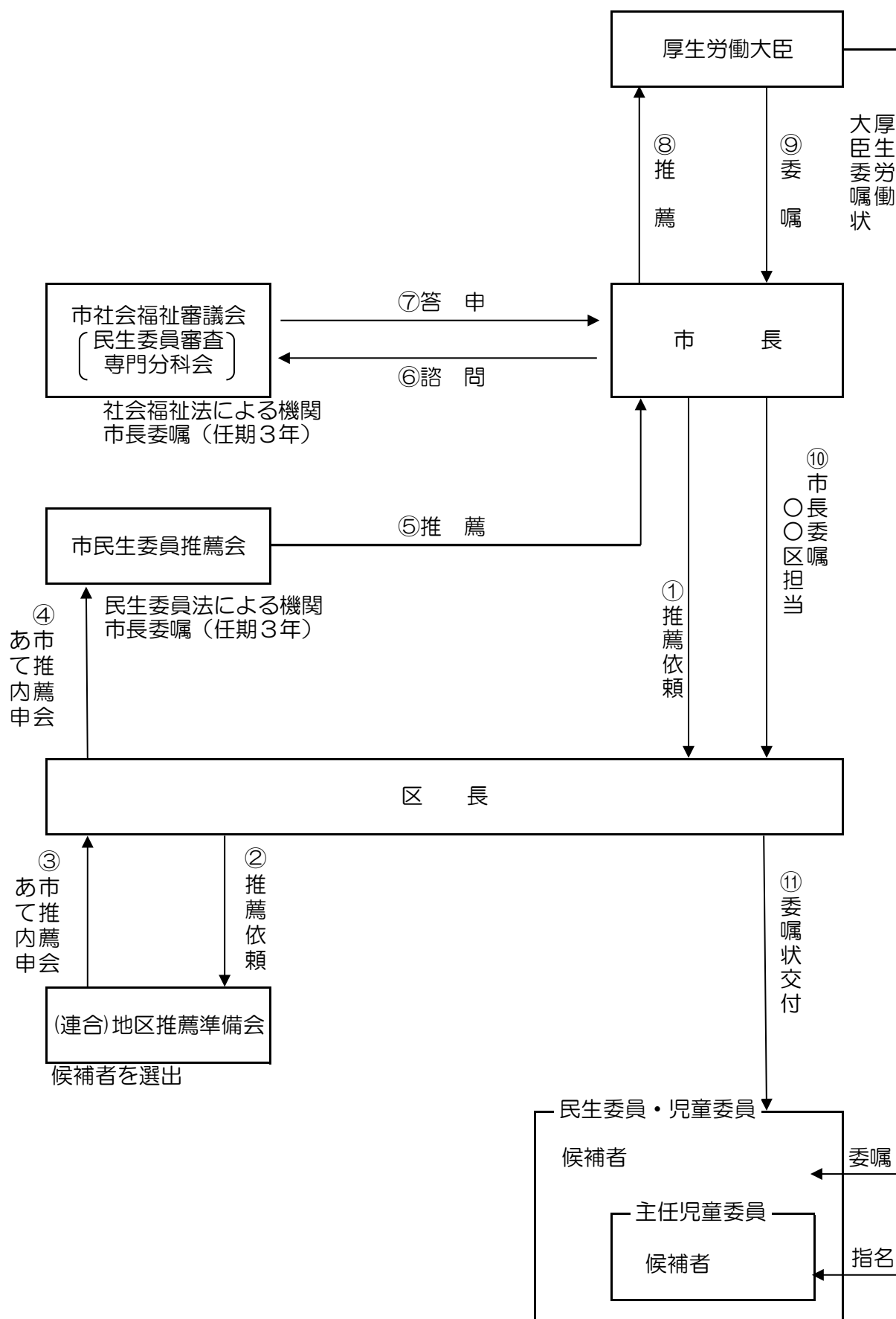
- (1) 令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧（資料5）
- (6) 「民生委員・児童委員」リーフレット

担当：福祉保健課運営企画係
安養寺、小川
電話：866-8418
FAX：865-3963

令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和4年7月1日付け委嘱	令和4年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和4年 7月 1日から 令和4年11月30日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和4年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
	下旬	区連会協力依頼	
3月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		市連会協力依頼
	下旬	市推薦会、市審査会開催	区連会協力依頼
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		連合・地区推薦準備会開催
	下旬		
7月	上旬	令和4年7月1日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		
8月	上旬		
	中旬		区より市推薦会に候補者内申
	下旬		
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬		
	中旬		市推薦会、市審査会開催
	下旬		厚生労働大臣あて推薦
11月	上旬		
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		令和4年12月1日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(一斉改選)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	横浜市会の議員の選挙権を有する 18 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 - 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 - 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 - 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 - 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報の取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方	
①適任者		
②年齢要件 (基準日: 令和 4 (2022) 年 4 月 1 日)	◆新任 原則 68 歳 まで 候補者の選出が困難な場合、 74 歳 まで ◆再任・元職 74 歳 まで 要件に変更はございません。 詳細は、別紙で説明します	◆新任 原則 54 歳 まで 候補者の選出が困難な場合、 58 歳 まで ◆再任・元職 原則 60 歳 まで 候補者の選出が困難な場合、 64 歳 まで
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 現在の任期: 令和 4 (2022) 年 11 月 30 日まで 一斉改選の任期: 令和 7 (2025) 年 11 月 30 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5 ～ 10 人	推薦人 5 ～ 10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。
取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員の年齢要件について

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、地域によっては、民生委員・児童委員の担い手確保が難しく、年齢要件を緩和してほしいとのご要望をいただいている地域があり、市としても課題と認識し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニケーションを図ることが難しい状況もあり、引き続き、民生委員・児童委員の皆様と十分にご相談する必要があると考え、次期（令和4年12月）一斉改選では、年齢要件の見直しは行わないこととしました。

一方、次々期（令和7年12月）一斉改選のタイミングでは、団塊の世代が75歳以上となることから、充足率の維持が一層難しくなることが予想されます。

このため、新たな担い手の開拓とともに、元気な高齢者が活動できるよう、次々期一斉改選に向けて、引き続き、民生委員・児童委員の皆様とご相談していきます。

1 次期一斉改選（令和4年12月）の年齢要件

現行のとおり（※）

※新任の方：原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合は74歳まで

再任・元職の方：74歳まで

【これまでの検討状況について】

- 令和2年度から3年度にかけて、年齢要件の見直しについて、市民生委員児童委員協議会（市民児協）三役、理事の皆様へのご相談や、区局で意見交換をしてきましたが、見直しについては賛否が分かれていました。
- 民生委員・児童委員の皆様の中にも、候補者となる方の選択肢が増えるので、年齢要件を緩和してほしいというご意見があります。一方、定年がないと推薦を断りづらい、現行の定年までは受ける気持ちがあるが、定年を延ばされてしまうとモチベーション維持が難しくなるといった理由などから反対のご意見もありました。
- このようなご意見を踏まえ市民児協として検討をいただいた結果、令和3年4月に、次期一斉改選での年齢要件は変更しないこととしたいとのご意見をいただきました。
- 市としては、年齢要件の見直しは、現在の民生委員・児童委員の皆様のご理解をいただいたうえで進めていくことが重要であると考えています。
- 特に令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行政、地域の皆様とともに、コミュニケーションを十分に図ることが難しい状況でありました。そのため、次期（令和4年12月）一斉改選での年齢要件の見直しは行わないこととし、引き続き、次々期（令和7年12月）一斉改選に向けた検討・意見交換を進めていくこととしました。

【今後に向けて】

- ・ 市として、民生委員・児童委員の現在の年齢構成や今後の見通しなどをお示ししながら、ご理解いただける年齢要件の見直しの範囲などについて、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行います。また、地域の皆様にもわかりやすい運用方法などの検討を進めていきます。併せて、民生委員・児童委員の活動内容の改善等についても取り組んでいきます。

2 次期一斉改選（令和4年12月）に向けた活動支援策等

新たな担い手の開拓や継続して活動しやすい環境づくりなど、市民児協とも連携し、区局で次のような取組を進めます。

- ・ 自治会町内会の候補者推薦への支援
新たな候補者探しに向けた民生委員・児童委員のPR・広報
自治会町内会長の皆様向けの説明会 等
- ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
協力員などサポーターの活用、ICTの活用推進等、各区の実情に応じた取組への支援
- ・ 民生委員・児童委員の活動PR
「民生委員・児童委員」リーフレットの活用・周知
横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」の周知 等

令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,193	970	3,021	3,991	529	29	472	501	4,722	999	3,493	4,492
鶴見区	304	80	218	298	34	10	24	34	338	90	242	332
神奈川区	283	53	217	270	36	2	33	35	319	55	250	305
西区	123	31	85	116	12	0	12	12	135	31	97	128
中区	165	31	122	153	26	3	19	22	191	34	141	175
南区	249	65	169	234	33	0	32	32	282	65	201	266
港南区	261	44	200	244	30	1	28	29	291	45	228	273
保土ヶ谷区	254	50	188	238	46	2	39	41	300	52	227	279
旭区	293	65	207	272	40	3	34	37	333	68	241	309
磯子区	214	43	156	199	20	1	16	17	234	44	172	216
金沢区	247	52	181	233	33	0	29	29	280	52	210	262
港北区	373	92	270	362	44	1	43	44	417	93	313	406
緑区	203	49	148	197	23	0	23	23	226	49	171	220
青葉区	297	51	232	283	32	0	30	30	329	51	262	313
都筑区	166	44	113	157	20	3	17	20	186	47	130	177
戸塚区	300	76	216	292	38	2	35	37	338	78	251	329
栄区	149	42	105	147	14	0	14	14	163	42	119	161
泉区	167	61	99	160	24	1	21	22	191	62	120	182
瀬谷区	145	41	95	136	24	0	23	23	169	41	118	159